

公共高第151号
平成16年 7月 6日

各 所 属 所 長 様

公立学校共済組合高知支部長

公立学校共済組合貸付規程の一部改正及び
当該改正に伴う事務取扱いについて（通知）

標記のことについて、別添1のとおり公立学校共済組合貸付規程の一部が改正され、当該改正に伴い別添2のとおり事務取扱いが定められましたので通知します。

今回の改正は、近年急増する自己破産、民事再生による貸付保険事故の件数及び保険金額の増加が共済組合の大きな財政的負担となってきたことによるもので、このままの状況が続くと、平成16年度の保険金は24億円、17年度は34億円と増加しつづけ、保険料もこれに伴って増加することとなるため早急に講じた対策です。そのため、今回の制度改正は、本当に資金が必要な組合員の資金需要に応えつつ、多重債務者に対する貸付条件を厳しくし、資金流用等を防ぐ内容となっています。

また、これまで一般貸付けについては申込みの事由は問いませんでした。今回の事務取扱いにより「物品等の購入及び支払い」等の臨時に資金を必要とする事由に限定され、経常的な資金の申込み（生活費等）はできなくなります。

つきましては、平成16年8月25日受付締切分（平成16年9月20日送金分）から今回の取扱いが適用されますので、貴所属組合員に対して早急に周知いただきますようお願いいたします。

別添1

公本保第290の22号
平成16年6月29日

公立学校共済組合 各支部長 殿

公立学校共済組合
理事長 工藤 智規
(公印省略)

公立学校共済組合貸付規程の一部改正及び
当該改正に伴う事務取扱いについて(通知)

標記のことについて、公立学校共済組合貸付規程を別添1のとおり改正し、当該改正に伴う事務取扱いを別添2のとおり定めたので、通知します。

担 当 保健部厚生課貸付係 成田・池田
TEL 03-5259-5802
FAX 03-5259-5868

公立学校共済組合貸付規程の一部改正について

公立学校共済組合貸付規程（昭和38年3月1日制定）の一部を次のように改正する。

平成16年6月29日

公立学校共済組合理事長 工藤智規

第4条第1号中「及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」を「、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」に改め、「任期を定めて採用された職員」の次に「及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条の規定により任期を定めて採用された職員」を加え、同条第6号中「組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは弟妹」を「組合員又は子」に改める。

第5条第1項に次の1号を加える。

(3) 第18条ただし書に該当する者のうち支部長が定める者

第5条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 一般貸付けにあっては、既に借り受けている貸付金を交付した日の属する月の初日から起算して2年を経過する日までの間貸付けを行うことができない。

第8条第1項第1号の2中「乗じて得た額」を「乗じて得た額（その金額が200万円を超えるときは200万円）」に改め、同条に次の1項を加える。

7 第1項各号（第1号の2、第2号、第2号の2、第8号及び第9号を除く。）

に掲げる貸付けは、当該貸付けの未償還元金の合計額が700万円を超えると

きは、貸付けを行わない。

第16条第6項第3号中「第52条第7項」を「第61条第8項」に改める。

第18条中「一」を「いずれか」に改め、「第1号及び第2号に該当した場合において」を削る。

第20条中「及び第7条」を「、第7条及び第16条」に改める。

様式第1号(3)の(表)を様式第1号(3)の1に、様式第1号(3)の(裏)を様式第1号(3)の2に改める。

附 則

- 1 この改正は、平成16年9月1日（次項において「実施日」という。）から実施する。
- 2 改正後の公立学校共済組合貸付規程の規定は、実施日以後に貸し付ける貸付けについて適用し、貸付日が実施日前である改正前の公立学校共済組合貸付規程（次項において「旧規程」という。）の規定に基づく貸付けについては、なお従前の例による。
- 3 旧規程による様式第1号(3)による高額医療貸付申込書は、当分の間、これを補正して使用することができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、この改正の実施に伴い必要な経過措置その他必要な事項は、別に定める。

公立学校共済組合貸付規程の一部改正 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(貸付けの種類)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) 一般貸付け 組合員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4の規定又はこれに相当する規定により採用された職員、地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号。以下「施行令」という。)第2条第5号の規定により組合員資格を取得した非常勤職員、<u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条の規定により任期を定めて採用された職員</u>(以下「再任用組合員等」という。)並びに任意継続組合員を除く。第2号から第7号までにおいて同じ。)が臨時に資金を必要とする場合</p> <p>(1の2)～(5) (略)</p> <p>(6) 結婚貸付け <u>組合員又は子が結婚するため資金を必要とする場合</u></p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(貸付けの制限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(貸付けの種類)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) 一般貸付け 組合員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4の規定又はこれに相当する規定により採用された職員、地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号。以下「施行令」という。)第2条第5号の規定により組合員資格を取得した非常勤職員及び<u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員</u>(以下「再任用組合員等」という。)並びに任意継続組合員を除く。第2号から第7号までにおいて同じ。)が臨時に資金を必要とする場合</p> <p>(1の2)～(5) (略)</p> <p>(6) 結婚貸付け 組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは<u>弟妹が結婚するため資金を必要とする場合</u></p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(貸付けの制限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

公立学校共済組合貸付規程の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(3) <u>第18条ただし書に該当する者のうち支部長が定める者</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>一般貸付けにあっては、既に借り受けている貸付金を交付した日の属する月の初日から起算して2年を経過する日までの間貸付けを行うことができない。</u></p> <p>4 住宅貸付けの借受人に対する住宅災害貸付けの貸付けについては、当該住宅貸付けを住宅災害貸付けとみなして<u>第2項及び次条の規定を適用する。</u></p> <p>第6条・第7条 (略)</p> <p>(貸付限度額等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(1の2) 特別貸付け 貸付けを受けようとする者(以下「申込人」という。)の給料(法第2条第1項第5号に規定する給料をいう。)の月額(以下「給料月額」という。)の10分の3に相当する額に貸付金の交付を受ける日の属する月の翌月から任期の終了するまでの間における月数(以下「残任期月数」という。)を<u>乗じて得た額(その金額が200万円を超えるときは200万円)</u></p> <p>(2)~(9) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>7 第1項各号(第1号の2、第2号、第2号の2、第8号及び第9</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 住宅貸付けの借受人に対する住宅災害貸付けの貸付けについては、当該住宅貸付けを住宅災害貸付けとみなして<u>前項及び次条の規定を適用する。</u></p> <p>第6条・第7条 (略)</p> <p>(貸付限度額等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(1の2) 特別貸付け 貸付けを受けようとする者(以下「申込人」という。)の給料(法第2条第1項第5号に規定する給料をいう。)の月額(以下「給料月額」という。)の10分の3に相当する額に貸付金の交付を受ける日の属する月の翌月から任期の終了するまでの間における月数(以下「残任期月数」という。)を<u>乗じて得た額</u></p> <p>(2)~(9) (略)</p> <p>2~6 (略)</p>

公立学校共済組合貸付規程の一部改正 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>号を除く。)に掲げる貸付けは、当該貸付けの未償還元金の合計額が700万円を超えるときは、貸付けを行わない。</p>	
<p>第9条～第15条の4 (略)</p> <p>(償還)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 育児・介護休業法第61条第8項において準用する同条第3項の規定による介護休業の承認を受けたとき(組合役職員にあっては、同法第11条の規定による介護休業の申出(当該申出が同法第12条第2項において準用する同法第6条第1項ただし書に規定する介護休業の申出に該当するときを除く。))をしたとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>7～10 (略)</p>	<p>第9条～第15条の4 (略)</p> <p>(償還)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 育児・介護休業法第52条第7項において準用する同条第3項の規定による介護休業の承認を受けたとき(組合役職員にあっては、同法第11条の規定による介護休業の申出(当該申出が同法第12条第2項において準用する同法第6条第1項ただし書に規定する介護休業の申出に該当するときを除く。))をしたとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>7～10 (略)</p>
<p>第16条の2～第17条の2 (略)</p> <p>(未償還元利金の即時償還)</p> <p>第18条 借受人は、次の各号の<u>い</u>ずれかに該当するに至ったときは、第16条及び第16条の2の規定にかかわらず、直ちに、未償還元利金の償還(以下「即時償還」という。)をしなければならない。ただ</p>	<p>第16条の2～第17条の2 (略)</p> <p>(未償還元利金の即時償還)</p> <p>第18条 借受人は、次の各号の<u>一</u>に該当するに至ったときは、第16条及び第16条の2の規定にかかわらず、直ちに、未償還元利金の償還(以下「即時償還」という。)をしなければならない。ただし、<u>第1</u></p>

公立学校共済組合貸付規程の一部改正 新旧対照表

改正案	現行
<p>し、理事長がやむを得ないと認めるときは、その定めるところにより、支払うことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p><u>号及び第2号に該当した場合において</u>理事長がやむを得ないと認めるときは、その定めるところにより、支払うことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>
<p>第19条 (略)</p>	<p>第19条 (略)</p>
<p>(他の共済組合から貸付けを受けている者への貸付け)</p> <p>第20条 支部長は、法に基づく他の共済組合又は国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)に基づく共済組合から法第112条第1項第4号又は国家公務員共済組合法第98条第5号の規定による貸付けを受けている者が組合員となった場合において、その者が当該貸付金を返済するための資金を必要とするときは、貸付けを行うことができる。この場合において、<u>第4条、第7条及び第16条の規定の適用</u>その他必要な事項は、理事長が定める。</p>	<p>(他の共済組合から貸付けを受けている者への貸付け)</p> <p>第20条 支部長は、法に基づく他の共済組合又は国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)に基づく共済組合から法第112条第1項第4号又は国家公務員共済組合法第98条第5号の規定による貸付けを受けている者が組合員となった場合において、その者が当該貸付金を返済するための資金を必要とするときは、貸付けを行うことができる。この場合において、<u>第4条及び第7条の規定の適用</u>その他必要な事項は、理事長が定める。</p>
<p>(以下 略)</p>	<p>(以下 略)</p>

公立学校共済組合貸付規程の一部改正等に伴う事務取扱いについて

「公立学校共済組合貸付規程（昭和38年3月1日制定）」の一部改正（平成16年6月29日改正）等に伴う事務処理については、次のとおり取り扱うものとする。また、本取扱いに記載のない事項については、従前の取扱いによるものとする。

1 貸付申込書の添付書類に関連する事項〔貸付規程第10条関係〕

(1) 一般、結婚、葬祭貸付けにつき添付を必要とする書類は、次のとおりとする。

貸付種別	添付書類
一般貸付け	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付金額が100万円未満の場合 なし ○ 貸付金額が100万円以上の場合 必要額が確認できる次のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> ① 契約書の写し ② 請書の写し ③ 請求書の写し ④ 領収書の写し ⑤ 見積書の写し及び注文を証明できる書類の写し（注1）
結婚貸付け	<ul style="list-style-type: none"> (1) 次のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> ① 結婚する事実を証明することのできる書類（注2） （結婚式場の挙式申込受理書の写し、仲人の証明書等） ② 婚姻後の申込みの場合は、その事実を証明することのできる書類（戸籍抄本等） ③ 内縁関係の場合は、その事実を証明することのできる書類 （住民票及び民生委員の証明書又は所属所長の証明書等） (2) 必要額が確認できる次のいずれかの書類。ただし、(1)の①の書類で必要額が確認できる場合は省略することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ① 契約書の写し ② 請書の写し ③ 請求書の写し ④ 領収書の写し ⑤ 見積書の写し及び注文を証明できる書類の写し（注1）
葬祭貸付け	<ul style="list-style-type: none"> (1) 葬祭対象者の死亡の事実及び組合員との続柄が確認できる書類（注2） (2) 葬儀又は法事等を事由に貸付けを申し込む場合にあっては、葬儀又は法事等を行うことを明らかにする書類 墓地の取得等を事由に貸付けを申し込む場合にあっては、購入日を確認できる書類 (3) 必要額が確認できる次のいずれかの書類。ただし、(2)の書類で必要額が確認できる場合は省略することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ① 契約書の写し ② 請書の写し

	③ 請求書の写し ④ 領収書の写し
--	----------------------

(注1) 見積書に注文先の従業員による注文の証明を加筆・押印してもらい、「見積書の写し及び注文を証明できる書類」として取り扱うことができる。また、注文を証明できる書類で必要額が確認できる場合は、見積書の添付を省略することができる。

＜「見積書の写し及び注文を証明できる書類」として取り扱える見積書の例＞

平成〇〇年〇〇月〇〇日

見 積 書

公 立 太 郎 様

〇〇商会株式会社

下記のとおりお見積り申し上げます。

合 計 額 1,155,000円

品名：ナソナル プラズマTV「RB26DETT」
 価格：1,155,000円（税込み）
 個数：1台

上記注文をお請けしました。
 〇〇商会株式会社 代表取締役 四 谷 花 子

Ⓢ

↑
従業員等の手書きの証明で差し支えない。

(注2) 短期給付事業においてその事実が確認できる場合は、出納主任が当該申込書に確認済みと明記するか、又は短期給付について提出される同様の書類の写しをもって当該必要書類に代えることができる。

(2) 住宅貸付け及び住宅災害貸付けにつき添付を必要とする書類は、次のとおりとする。

申 込 事 由		添 付 書 類
住 宅	新築	① 工事請負契約書の写し（契約金額が150万円以下の場合、請書の写しをもってこれに代えることができる。） ②～④ 現行どおり
	増築・改築・移築	① 工事請負契約書の写し（契約金額が150万円以下の場合、請書の写しをもってこれに代えることができる。） ②～⑤ 現行どおり

	修理	① 工事請負契約書の写し（契約金額が150万円以下の場合、請書の写しをもってこれに代えることができる。） ②～③ 現行どおり
敷地	補修	① 工事請負契約書の写し（契約金額が150万円以下の場合、請書の写しをもってこれに代えることができる。） ②～④ 現行どおり

(3) 貸付申込期限について

一般・結婚・教育・葬祭貸付けについて、支払い後の貸付けの申込みも認めることとし、支払日から概ね1月以内とする。

(4) 借替えの取扱い

一般貸付けにおける借替えについては、送金額が100万円以上のものに限り、必要額が確認できる書類を徴することとする。

<添付書類が必要な例>

既貸付金額：2,000,000円（償還回数 毎月：120回、ボーナス20回）

借替え時の未償還元金：575,462円（毎月：306,563円、ボーナス268,899円）

償還済回数：毎月＝86回、ボーナス＝15回

借替え時のボーナス償還に係る経過利息：506円（1ヶ月分）

必要資金：1,030,000円

貸付決定額： $575,462 + 1,030,000 = 1,605,462 \approx 1,600,000$ 円

送金額： $1,600,000 - (575,462 + 506) = 1,024,032$ 円

※ 送金額が1,024,032円なので、添付書類が必要となる。

<添付書類が不要な例>

既貸付金額：2,000,000円（償還回数 毎月：120回、ボーナス20回）

借替え時の未償還元金：575,462円（毎月：306,563円、ボーナス268,899円）

償還済回数：毎月＝86回、ボーナス＝15回

借替え時のボーナス償還に係る経過利息：506円（1ヶ月分）

必要資金：1,020,000円

貸付決定額： $575,462 + 1,020,000 = 1,595,462 \approx 1,500,000$ 円

送金額： $1,500,000 - (575,462 + 506) = 924,032$ 円

※ 必要資金は1,020,000円だが、送金額は924,032円なので、添付書類は不要となる。

2 一般貸付けにおける借替えの制限期間について〔貸付規程第5条第3項関係〕

一般貸付けにおける借替えを行う場合、既貸付金を交付した日の属する月の初日から起算して2年を経過した日の属する月まで貸付けを行うことができない。

(1) 事務処理について

一般貸付けの貸付け申し込み時において、借替予定日が既貸付金を交付した日の属する月の初日から2年を経過しているか審査する。

<例>平成14年9月23日に貸付けた場合

14年8月	14年9月	14年10月		16年8月	16年9月	16年10月
	9/1 起算日	9/23 貸付日		8/31 2年経過日	9/1～ 借替え可能	9/23 貸付日

※平成16年9月1日以降に借替え可能

(2) 転入者等の取扱い

① 法に基づく他の共済組合又は国共法に基づく共済組合から転入し、それぞれの共済組合の規定による貸付けを受けている者が組合員となり、当該貸付金を返済するために借替え（貸付規程第20条に規定する貸付け）を行った場合及び退職派遣者等（派遣法の規定により公益法人へ派遣された退職派遣者及び平成16年4月1日前に同規定により公益法人へ派遣された派遣職員をいう。以下同じ。）が退職派遣者等である間に別に定める金融機関等から資金を借り入れ、再び職員として採用等された場合で、当該貸付金を返済するために借替え（貸付規程第20条の2に規定する貸付け）を行った場合において当該組合員が当共済組合において再び借替え（貸付規程第6条に規定する貸付け）を行う場合の起算日は、当該他の共済組合等において既貸付金を借受けた日の属する月の初日とする。

② 法に基づく他の共済組合又は国共法に基づく共済組合へ転出した者又は退職派遣者が、徴収嘱託等により引き続き定期償還を続けている場合において、その者が再び転入等した場合は、当該転出又は派遣がなかったものとみなし、貸付規程第5条第3項の規定を適用する。

(3) 償還猶予期間の取扱い

上記2年には、償還猶予期間を含むこととする。

(4) システム修正について

- ① 貸付申込時に、既貸付金を交付した日を表示できる機能を、必要に応じて追加する。
- ② 貸付申込書入力時に、上記2年を経過していない場合エラー又はワーニングとする機能を、必要に応じて追加する。

3 未償還元金の合計額の貸付制限について〔貸付規程第8条第7項関係〕

一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付け（以下「総額規制対象貸付け」という。）の未償還元金の合計額が700万円を超えるときは、総額規制対象貸付けの貸付けを行うことができない。

(1) 事務処理について

総額規制対象貸付けに係る貸付けの申込時（借替えの申込みを含む。以下同じ。）において、貸付時における総額規制対象貸付けに係る貸付けの未償還元金の総額が、申込み金額を含めて700万円を超えていないか審査する。

(2) 転入者等の取扱い

次の場合は、貸付規程第8条第7項の規定を適用しない。

- ① 法に基づく他の共済組合又は国共法に基づく共済組合から、それぞれの共済組合の規定による貸付を受けている者が組合員となった場合で、その者が当該貸付金を返済するために借替え（貸付規程第20条に規定する貸付け）を行う場合
- ② 退職派遣者等が退職派遣者等である間に別に定める金融機関等から資金を借り入れ、その者が再び職員として採用等された場合において、当該借入金を返済するために借替え（貸付規程第20条の2に規定する貸付け）を行う場合

(3) 償還猶予者等償還金不足金を有する者の取扱い

償還金不足金は、上記700万円には含めないこととする。

(4) システム修正について

- ① 総額規制対象貸付けに係る貸付けの貸付申込時において、貸付時における各貸付けの未償還元金を表示できる機能を、必要に応じて追加する。
- ② 貸付申込書入力時に、貸付時における各貸付けの未償還元金の総額が、申込み金額を含めて700万円を超える場合、エラー又はワーニングを表示する機能を必要に応じて追加する。

(5) 借替えの取扱い

総額規制対象貸付けに係る貸付けの借替えにおける貸付決定額を算出するに当たり、その算出した額が借替えを申し込む貸付けの貸付限度額又は700万円から総額規制対象貸付けに係る貸付けの未償還元金の合計額（借替え申込みの貸付金に係る未償還元金を除く。）を控除した額（10万円未満切捨て。以下「借替限度額」という。）を超える場合は、当該貸付限度額又は借替限度額のうちいずれか低い額をもって貸付決定額とする。

<一般貸付けの借替え例>

○未償還元金 6,656,652 円

(内訳)

一般貸付け： 92,606 円

教育貸付け： 5,459,044 円

結婚貸付け： 37,115 円

葬祭貸付け： 1,067,887 円

(注) いずれも毎月償還のみとする。

○一般貸付けを除く未償還元金 6,564,046 円

○必要資金 500,000 円

○貸付限度額 2,000,000 円

○借替限度額 400,000 円

$7,000,000 \text{ 円} - 6,564,046 \text{ 円} = 435,954 \text{ 円} \approx 400,000 \text{ 円}$

○貸付決定額 400,000 円

未償還元金 必要資金

$92,606 \text{ 円} + 500,000 \text{ 円} = 592,606 \text{ 円}$

※算出額が400,000円を超えるので、貸付決定額は400,000円となる。

○送金額 307,394 円

貸付決定額 未償還元金 経過利息
400,000 円 - (92,606 円 + 0 円) = 307,394 円

<参考>

○制度改正前の貸付決定額 500,000 円
未償還元金 必要資金
92,606 円 + 500,000 円 = 592,606 円 ≒ 500,000 円

4 規程違反による即時償還について〔貸付規程第18条関係〕

借受人が貸付規程第18条に規定する即時償還事由に該当した場合、借受人は原則として即時償還しなければならないが、同条第3号から第5号までのいずれかに該当した場合であって組合員として定期償還を続けることができるときは、支部長の判断により定期償還を続けることとする。ただし、その場合、支部長は、貸付規程第5条第1項第3号に規定する「第18条ただし書に該当する者のうち支部長が定める者」として当該借受人に対し貸付け（高額医療・出産貸付けを除く。）の制限を行う。

(1) 事務処理について

支部長は借受人に対し支部長が指定する振込依頼書により即時償還を求めるが、即時償還がなかった場合、支部長は借受人に対し支払催告書を送付せず、「期日までに払い込まれない場合は貸付けの制限を行う」旨の通知文（別紙通知文例参照）を送付する。

当該通知文に記載された期日までに払い込まれなかった場合は、当該組合員を貸付制限者として管理し、当該即時償還事由に該当した貸付金の償還が完了するまでいずれの貸付けも行わないが、その他の取扱いについては、通常の借受人と同様とする。

(2) 転出者等の取扱い

法に基づく他の共済組合若しくは国共法に基づく共済組合へ転出した者又は退職派遣者が、徴収嘱託等により引き続き定期償還を続けている場合については、組合員とみなし、この規定を適用する。

5 特別貸付けの限度額等について〔貸付規程第8条第1項1号の2関係〕

(1) 貸付限度額について

特別貸付けの貸付限度額の算出方法は次のとおりとする。

【貸付限度額の算出方法】

給料月額 × 3 / 10 × 残任期月数

（この金額が200万円を超えるときは200万円とする）

注1 残任期月数とは、貸付金の交付を受ける日の属する月の翌月から任期の終了するまでの間における月数とする。

注2 貸付決定額は、10万円未満の端数を切り捨てる。

<例>

再任用期間：平成16年4月1日から平成19年3月末日まで

給料月額：256,000円

貸付申込み日：6月10日

貸付金の交付日：6月25日

残任期月数：33 月（＝最大償還可能回数：33 回）

給料月額	残任期月数
256,000 円	$\times 3/10 \times 33 = 2,534,400$ 円
	貸付限度額 = 2,000,000 円

計算結果は 2,534,400 円となるが、2,000,000 円を超えるので、この場合の貸付限度額は 2,000,000 円となる。償還回数は残任期月数の 33 回以内で、かつ、1 回当たりの償還額が給料月額の 10 分の 3 以内となる必要がある。

(2) 添付書類について

特別貸付けの添付書類については、一般貸付けに準じるものとする。

<通知文例>

公立××第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

〇 〇 中 学 校
〇 野 × 夫 様

公立学校共済組合〇〇支部長 印

未償還元金の即時償還について（通知）

公立学校共済組合が貴殿に対して公立学校共済組合貸付規程に基づく〇〇貸付金として〇〇〇年〇月〇日に貸付けた金〇〇〇〇〇〇円也については、貴殿提出の借用証書及び公立学校共済組合貸付規程第18条の規定により平成〇年〇月〇日までに全額償還していただくことになっておりますが、償還日が過ぎているにもかかわらず未だ償還がありません。

つきましては、平成〇年〇月〇日までに前記〇〇貸付金にかかる未償還元金〇〇〇〇〇〇円也、利息〇〇〇〇〇〇円也、以上計〇〇〇〇〇〇円也を償還されたく通知します。もし当該期間内に償還がなされないときは、同規程第5条第1項第3号の規定により、今後の貸付けを制限します。